

学び舎えひめ悠々大学運営事業実施要綱

(目的)

第1条 「学び、伝え、共に創る生涯学習えひめ」を築くことを目的として、生涯学習に関する活動及び講座の開設等を行う県内の団体又は機関(以下「団体等」という。)の連携を図り、生涯学習の機会や情報を総合的、体系的に県民に提供することによって生涯学習を推進し、学習成果を評価するとともに学習成果を生かした活動を奨励支援する事業として、学び舎えひめ悠々大学(以下「学び舎えひめ」という。)を運営する。

(事業)

第2条 学び舎えひめは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習の情報及び学習機会の提供に関すること。
- (2) 生涯学習の成果の評価に関すること。
- (3) 生涯学習の成果の活用の支援に関すること。

(実施機関)

第3条 学び舎えひめの実施機関は、別に定めるところにより登録された団体等とする。

(入学資格等)

第4条 学び舎えひめに入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内に居住する者
- (2) 県外に居住し、県内に所在する事業所又は学校等に通勤又は通学している者

(学長)

第5条 学び舎えひめに学長を置く。

- 2 学長は、学び舎えひめを代表する。
- 3 学長は、愛媛県教育委員会教育長が委嘱する。

(事務局)

第6条 学び舎えひめの事務を処理するため、愛媛県生涯学習センター内に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、愛媛県生涯学習センター所長の職にある者をもって充てる。

(協議会)

第7条 運営に関し協議させるため必要があるときは、別に定めるところにより、学び舎えひめに協議会を置くことができる。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、学び舎えひめに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 13 日から施行する。